

令和6年度 亀岡中部農地整備事業
余部・安町工区整備工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和6年度亀岡中部農地整備事業余部・安町工区整備工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(令和7年5月)」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、余部・安町工区のほ場整備にかかる表土掘削を行うものである。	
2. 工事場所	京都府亀岡市余部町宮田、久下佐伯、五反田及び蚊又地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 表土はぎ 9.6ha 表土集積 1式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている140日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和8年3月23日（工事完了期限日）まで 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	1）本工事に伴う支障物（電柱等）は想定していないが、施工時に支障物が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。 2）余部・安町工区その3工事区域内において、本工事施工後に、仮回し水路の	

項目	内容	摘要												
	設置を計画している。詳細については、別途監督職員より提示する。 3) 以下に示すほ場の表土はぎは、午前10時から午後3時の間で実施しなければならない。なお、地元調整により、対象範囲に変更が生じた場合は、別途監督職員より指示する。 対象ほ場：3-3、3-4、3-10、3-11、3-12、3-13、3-18、3-19													
2. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は16日（月平均）と想定している。													
3. 埋蔵文化財	1) 工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、共通仕様書1-1-42文化財の保護に従い、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。 2) 施工時に埋蔵文化財調査部局の立会確認が必要になった際は、これに協力するものとする。													
第4章 現場条件														
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、粘性土（表土）と想定している。													
2. 関連工事	本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table><tr><th>工事名</th><th>工期</th><th>備考</th></tr><tr><td>令和6年度亀岡中部農地整備事業 余部・安町工区区画整理その2工事</td><td>令和7年6月～令和8年 3月</td><td></td></tr></table>	工事名	工期	備考	令和6年度亀岡中部農地整備事業 余部・安町工区区画整理その2工事	令和7年6月～令和8年 3月								
工事名	工期	備考												
令和6年度亀岡中部農地整備事業 余部・安町工区区画整理その2工事	令和7年6月～令和8年 3月													
3. 第三者に対する措置														
（1）騒音・振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。													
（2）境界対策	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、重機の走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。													
（3）保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い誘導員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員</th><th>配置期間</th></tr><tr><td>市道余部重利線</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>なし</td><td>敷鉄板</td></tr></table>	配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間	市道余部重利線	1名/日	1名	昼間	なし	敷鉄板	
配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間									
市道余部重利線	1名/日	1名	昼間	なし	敷鉄板									

項目	内容						摘要
	進入部					搬入・搬出時	
(3) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。						
(4) 営農対策	本工事の隣接農地における営農に支障がでないよう配慮しなければならない。						
(5) 交通対策	1) 工事用車輛は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 2) 工事用車輛は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車輛からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。 このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。						
(6) 防塵対策	本工事での、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は、対応について協議の上、設計変更の対象とする。						
(7) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。						
第5章 仮設							
1. 仮設水路	本工事では、既設水路を利用する計画のため、仮設排水路は想定していない。ただし、現場条件等によりこれにより難い場合は監督職員と協議すること。						
2. 水替工	本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、受注者が任意で行った水替工は、契約変更の対象としない。						
第6章 工事用地等							
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。						
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。						
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする						
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。						

項目	内容	摘要										
第8章 施工												
1. 一般事項												
(1) 一般事項	1) 工事施工に先立ち、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等を確認し、工事期間中に障害等が起きないように施工計画を立てなければならない。 また、共通仕様書第1章第1節1-1-6に規定する施工計画には、降雨並びに運土に伴う防災対策等について記載しなければならない。 2) 施工中に発生する地表水または地下水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。 3) 測量、施工に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。また、工事完成時もしくは部分使用時に、ほ場、畦畔、水路及び道路法面に草類がある場合においても刈り取りを行うものとする。 4) 受注者は、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。											
(2) 地区境界	1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。 2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。 3) やむを得ず境界杭を移動させる場合は、施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な箇所や営農に支障となる箇所等があることから、移動前に監督職員と協議するものとする。											
(3) 検測又は確認（施工段階確認）	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 <table><tr><th>工 種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度 (一般監督)</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>表土はぎ</td><td>現況表土厚</td><td>着手前 各計画ほ場1か所以上及び表土厚の薄い現況ほ場</td><td>指示による</td><td></td></tr></table>	工 種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考	表土はぎ	現況表土厚	着手前 各計画ほ場1か所以上及び表土厚の薄い現況ほ場	指示による		
工 種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考								
表土はぎ	現況表土厚	着手前 各計画ほ場1か所以上及び表土厚の薄い現況ほ場	指示による									
(4) 既設構造物に対する措置	本工事の施工にあたって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。											
(5) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。											
(6) その他	工事施工に先立ち、極力工区外の排水は、これを遮断し工区内への流入を防ぐものとする。なお、工事中に滞水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。											
2. 土工												
(1) 表土はぎ	1) はぎ取り作業前に、現況ほ場1筆当たり1点以上の表土厚を計測し、結果を取りまとめて監督職員に提出するものとする。 なお、計画ほ場1筆当たり1点以上について、監督職員の立合確認を行うものとする。 2) 表土はぎにあたっては、畦畔土と混ざらないよう注意するものとする。											

項目	内容	摘要
第9章 施工管理 1. 主任技術者等の資格 2. 施工管理 (1) 工程管理 第10章 条件変更 の補足説明 第11章 その他 1. 電子納品 2. CORINSへの登録 3. 週休2日による施工	また、集積した表土には、表土以外の土砂が混入しないよう注意するものとする。 3) はぎ取った表土は、別途監督職員の指示する箇所に固めて集積するものとし、表土の集積位置、集積量について書面で整理した上で、監督職員へ報告するものとする。 表土掘削後、埋蔵文化財の調査範囲を示す木杭を現地に設けるものとし、この範囲内に表土を集積しないものとする。 なお、調査範囲にかかる資料は、別途貸与する。 主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする 受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の試行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項 電子納品を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。 1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2	

項目	内容	摘要												
	日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ①補正係数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>週単位の週休2日</th><th>月単位の週休2日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr> </tbody> </table> ②補正方法 当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日	項目	週単位の週休2日	月単位の週休2日	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	
項目	週単位の週休2日	月単位の週休2日												
労務費	1.02	1.02												
共通仮設費（率分）	1.05	1.04												
現場管理費（率分）	1.06	1.05												

項目	内容	摘要
4. 熱中症対策に係る費用の計上	を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。 1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する試行工事である。 ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る） イ ドライミスト ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 2) 1)の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。 3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。	
5. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算にのみ適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第12章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。	
第13章 天災その他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第14章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	